この欄には書かないでください。	税務署欄	通信日付印の年月日	（確認）	整理番号
		年　月　日		

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

令和＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者				
住所	〒			
フリガナ		電話	（　　）	
氏名				

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第 37 条第３項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1　取得した資産（先行取得資産）

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
取得価額	円	円	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条第１項の表の	第＿＿号 第 3 号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） （主たる事務所資産）	

2　譲渡予定資産

種類			
所在地			
譲渡予定年月日			

3　その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	

(注)　この届出書が資産を取得した年の**翌年3月15日まで**に提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用は受けられません。

（資６－73－１－Ａ４統一）
R6.11

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

1　この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設及び製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

㈱　租税特別措置法第 37 条第３項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

2　これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年３月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

また、令和６年３月 31 日以前に取得した資産について、租税特別措置法第 37 条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出る場合には、「１　取得した資産（先行取得資産）」の「取得資産の該当条項」欄並びに「２　譲渡予定資産」の「所在地」欄及び「譲渡予定年月日」欄については、記載する必要はありません。

⑴　「種類」欄については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

⑵　「構造又は用途」欄については、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

⑶　「規模・面積」欄については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

⑷　「所在地」欄については、その資産が船舶である場合には、記載する必要はありません。

⑸　「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

なお、租税特別措置法第 37 条第１項の表の第３号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都 23 区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都 23 区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲んでください。